第三　科学的で計画的な鳥獣保護管理事業の実施

1　科学的情報の収集

⑴　順応的な計画の作成と目標の設定

鳥獣の保護及び管理は、原因と結果の因果関係を明確にしがたい不確実性を有する自然を対象に取り扱うものである。そのため、鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、科学的かつ計画的な目標の設定を行い、これを順応的に見直していく姿勢が重要である。

この目標は、適切な情報公開の下に、関係者と合意形成を図りつつ、科学的な知見に基づいて設定することが必要となる。ここでいう科学的な知見については、生態学的な考え方や鳥獣保護管理事業の実施結果の客観的な情報だけではなく、農林水産業に関する情報、社会科学的な知見も重要である。これらの膨大な情報を収集・整理するためには、調査を計画的に実施し、これにより得られた知見を、事業結果の評価に活かすことが不可欠である。

⑵　収集するべき情報とその活用

収集するべき情報は、鳥獣の生態に関する基礎的な調査、法に基づく諸制度の運用状況、個体数推定に必要な捕獲情報及び生息密度情報並びに被害防除対策及び効率的な捕獲に関する技術とする。情報を収集する対象鳥獣種は、登録狩猟（法第11条第１項第１号の規定に基づき行う狩猟鳥獣の捕獲等をいう。以下同じ。）、捕獲許可及び指定管理鳥獣捕獲等事業により捕獲される全ての鳥獣種とし、これらの情報を、法に基づく権限者や事業実施者ごとに収集する。

都道府県は、これらの科学的な情報を収集・整理することにより、都道府県内の鳥獣保護管理事業の進捗を把握し、その効果について客観的に評価を行う。鳥獣保護管理事業計画については、これらの評価に基づいて、必要に応じて順応的に見直すよう努める。評価の過程で得られた情報は、関係者間において共有する。

国は、国土全体の鳥獣の保護及び管理の状況を把握するため、最低限収集すべき情報の全国的な規格化（標準化）を進め、希少鳥獣及び指定管理鳥獣等、特に重要な鳥獣種に重点を置きつつ、捕獲される全ての鳥獣種の捕獲情報等を、政府が整備及び管理を行う情報システム等で収集する体制の整備を図る。

2　特定計画制度の推進

⑴　特定計画に基づく施策の着実な実施

都道府県及び市町村は、特定計画の効果的な目標達成に資するため、必要に応じて特定計画の対象地域を更に区分した地域において、年度別に適切な特定計画に基づく施策を実施するための実施計画を作成する等し、個体群管理・被害防除対策・生息環境管理を総合的に推進する。なお、都道府県は、関係市町村が実施計画に基づき捕獲を許可する場合、特定計画に定められた目標数の達成が図られるよう、また特定計画等に示された捕獲上限数を超過しないように必要な指示を行う。

⑵　技術ガイドライン等の整備

国は、全国的な見地から都道府県における特定計画の作成及び実施に対して技術的な支援を行うこととし、鳥獣の保護及び管理に関する技術や特定計画の実施状況を踏まえた先進的な取組及び効率的なモニタリング手法について取りまとめ、特定計画の作成や見直しのための技術ガイドラインを整備する。技術ガイドラインについては、概ね５年ごとに見直し、情報の更新に努める。

3　鳥獣保護区の指定及び管理

⑴　鳥獣保護区の適切な指定及び管理

鳥獣保護区の指定及び管理に当たっては、以下の点に留意しつつ、必要に応じて年度別の整備計画及び管理のための計画を作成するとともに、鳥獣の生息状況等の調査、巡視等を実施した上で、鳥獣の生息地の保護及び整備を図る等、各地域の特性に応じた鳥獣の保護及び管理に努める。

ア　鳥獣保護区の指定及び管理の考え方

国は、国指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、国際的・全国的な鳥獣の保護の観点から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の渡来地の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があると認められる場合には、計画的に指定を行う。また、鳥獣の保護のモデルとなるような適切な鳥獣保護区の管理を推進する。具体的には、Ⅲ第二の鳥獣保護区及び特別保護地区に係る記述内容のうち、国際的・全国的な見地から必要と認められる施策について、その記述内容に準じて実施する。なお、鳥獣保護区においても、第二種特定鳥獣の個体数調整、指定管理鳥獣の捕獲に取り組むこと等により、鳥獣の生息環境の維持・改善に加え、鳥獣による農林水産業等に係る被害の軽減も図る。

湿原、湖沼、干潟等の湿地でラムサール条約湿地選定基準を満たすものを含む鳥獣保護区については、国が国際的な水鳥の生息地の保護の観点から特別保護地区の指定を行った上で、ラムサール条約湿地の指定に努める。

都道府県は、都道府県指定鳥獣保護区及び特別保護地区について、地域の鳥獣の保護の観点から、鳥獣の分布、重要な生息地等の情報の収集と分析を行い、その結果に基づいて必要があると認められる場合には、計画的に指定を行う。

イ　保護に関する指針の充実

近年、鳥獣保護区においては、指定後の環境の変化等による生息環境の悪化等の問題が生じており、適切な対応が求められている。一方、渡り鳥の保護の観点から国際的に重要な湿地等の鳥獣保護区の指定が増加し、その多くはラムサール条約湿地に登録され、適切な管理が求められている。さらに、鳥獣保護区は、鳥獣をはじめとした自然とのふれあいを通じた環境教育の場としての活用が期待されており、鳥獣及びその生息環境に負荷をかけない範囲での適正な利用の推進が求められている。

こうした状況の変化に対応するために、鳥獣保護区の保護に関する指針及び特別保護地区の保護に関する指針（以下「鳥獣保護区等の保護に関する指針」という。）の充実に努めるとともに、当該指針には、Ⅲ第七２⑴の対象となる地域で行った鳥獣の生息状況、生息環境、被害等の調査結果を反映する。また、指定者が必要と認める場合は、生息する鳥獣の特性等に応じた鳥獣保護区の管理のための計画を作成して適切な鳥獣の保護に努める。

⑵　鳥獣保護区における保全事業の推進

保全事業は、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化した場合、当該鳥獣保護区の指定者等の事業主体が、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認めるとき、その区域内において、鳥獣の生息環境の改善を図るために行うものである。指定者である国又は都道府県は鳥獣の生息環境の保全及び整備を図る観点から、積極的に保全事業を行うものとする。

保全事業を行うに当たっては、当該鳥獣保護区の指定者が、専門家、国の関係行政機関、関係地方公共団体、自然保護団体等の地域の関係者の意見を聴き、当該鳥獣保護区等の保護に関する指針において、保全事業の目標、区域及び事業内容を定める。

また、保全事業を実施しようとする者は、鳥獣保護区等の保護に関する指針に適合した保全事業の実施計画を作成し、事業を行う予定地の土地所有者及び管理者等の合意を得る。

なお、保全事業を行った者は、事業実施後においても目標達成の状況のモニタリング等に努める。

⑶　環境教育等の推進

鳥獣に関する環境教育の場として鳥獣保護区を活用する観点から、鳥獣の観察に適する場所に、鳥獣の保護上支障のない範囲で、観察路、観察舎等の利用施設を必要に応じて整備する。また、地域特性に応じた観察プログラムの整備、教材の作成やホームページを活用した情報発信等を行うよう努める。